市有財産売払公告

市有財産(不動産)の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年10月31日

大和郡山市長 上田 清

- 1 一般競争入札に付する物件 末尾の(不動産一覧)掲載の土地を入札に付し、売り払う。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人であること。
- (2) 個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、 及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また、個人が、暴力団員 でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記(2)~(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 大和郡山市が定めるガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (10) 3によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であるもの。
 - 3 一般般競争入札の参加申込み等に関する事項
 - 一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産

売却システムの画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み(本申込み)は、仮申し込み手続きを完了した後、<mark>令和7年11月17日(月)まで</mark>に所定の申込書により大和郡山市総務部総務課に一般競争入札への参加を申し込むとともに市が定めた入札保証金を納付すること。(郵送の場合は、令和7年11月17日(月)消印有効。)

- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 大和郡山市北郡山町 248 番地 4 大和郡山市役所総務課管財係
- (2) 時間 令和7年10月31日(金)午後1時から令和7年11月17日(月)午後2時まで
- 5 入札説明書(大和郡山市インターネット公有財産売却(KSI版)ガイドライン)を交付する場所及び期間 4の(1)及び(2)に同じ。

現地説明会は行いません。

6 現地説明を行う場所及び日時

- 7 一般競争入札等の場所及び期間
- (1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間

令和7年12月2日(火)午後1時から令和7年12月9日(火)午後1時まで

- (3) 開札 令和7年12月9日(火) 午後1時から
- 8 入札の方法
- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- 9 入札保証金に関する事項
- (1)入札に参加しようとする者は、大和郡山市が定めた入札保証金を指定された納付方法(大和郡山市の指定した口座への銀行振込)により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。 なお入札保証金納入に要する経費(振込手数料等)は入札に参加しようとする者の負担とする。
- (2)落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

- (3)入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後還付する。 (申出により契約保証金に充当する場合を除く。)
- (4) 落札者が、大和郡山市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札 を無効とし、入札保証金は大和郡山市に帰属する。

10 契約の締結

落札者は<mark>令和7年12月16日(火)</mark>までに、大和郡山市が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付のうえ契約を締結しなければならない。

11 売払代金の納入

- (1)契約を締結した者は、令和8年2月16日(月)午後2時00分までに、大和郡山市が交付する納入通知書もしくは大和郡山市の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において売払代金と既に納付された契約保証金との差額を令和 8年2月16日(月)午後2時00分までに、大和郡山市が交付する納入通知書もしくは大和郡山市の指定する口座への銀行振込により納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(大和郡山市インターネット公有財産売却(KSI版)システムガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

13 落札者の決定の方法

入札期間終了後、大和郡山市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。 ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン IDを落札者の氏名(名称)とみなす。

14 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途

- (2)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律代147号)第 4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動とし て無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その 他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の 制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (5)上記(1)および、(2)における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

15 その他

- (1) 開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令等により、規制がある場合があるため、落札者はこれら法令を遵守し開発(建築)等を進めなければならない。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4)入札及び契約に関する事務を担当する部局 大和郡山市 総務部 総務課 管財係(〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248 番地 4)TEL 0743-53-1508 E-Mail kanzai@city. yamatokoriyama. lg. jp
- (5) 物件に関する質問を担当する部局 大和郡山市 都市建設部 まちづくり事業課 庶務係(同上) TEL 0743-53-1689 E-Mail tosikei@city.yamatokoriyama.lg.jp

(不動産一覧)

物件 番号	財産名称	所在及び地番	地目	面 積 (m²)	実測・ 公簿	地域·地区	予定価格(円)	入札保証金(円)
A — 2	新町 625-3 市有地	大和郡山市新町 625番3	宅地	165. 09	実測	第一種住居 地域	5, 480, 000	548, 000
A - 3	新町 626-17 市有地	大和郡山市新町 626番17	宅地	175. 68	実測	第一種住居 地域	5, 550, 000	555, 000
A — 4	新町 626-18 市有地	大和郡山市新町 626 番 18	宅地	165. 62	実測	第一種住居 地域	5, 280, 000	528, 000
A — 5	新町 630-11 市有地	大和郡山市新町 630番11	宅地	128. 77	実測	第一種住居 地域	4, 020, 000	402, 000
A — 32	西田中町 81- 1 市有地	大和郡山市西田中町81番1	宅地	172. 93	実測	第一種住居 地域	5, 900, 000	590, 000
A - 33	西田中町 81- 8 市有地	大和郡山市西田 中町81番8	宅地	172.81	実測	第一種住居 地域	6, 080, 000	608, 000
A - 34	西田中町 81- 6 市有地	大和郡山市西田 中町81番6	宅地	193. 90	実測	第一種住居 地域	6, 360, 000	636, 000
A — 35	西田中町 81- 10 市有地	大和郡山市西田 中町81番10	宅地	205. 02	実測	第一種住居 地域	7, 070, 000	707, 000
A — 42	西田中町 157 -15 市有地	大和郡山市西田 中町 157番 15	宅地	419. 98	実測	第一種住居 地域	12, 520, 000	1, 252, 000

[※]予定価格とは、あらかじめ大和郡山市が定めた最低売払価格をいう。